

志摩市議会基本条例(案)

目次

- 第1章 総則(第1条－第2条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第3条－第5条)
- 第3章 市民と議会の関係(第6条)
- 第4章 議会と市長等との関係(第7条－第13条)
- 第5章 議員間の自由討議(第14条－第15条)
- 第6章 政務活動費(第16条)
- 第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬(第17条－第18条)
- 第8章 議会運営及び体制整備(第19条－第24条)
- 第9章 条例の位置づけと見直し手続(第25条－第27条)

附則

(前文)

議会は、二元代表制の理念に基づき、市長とともに志摩市の代表機関を構成し、市民の信託を受けて活動し、議会は多人数による合議制の議事機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性を活かし、市民の意思を市政に的確に反映させながら、志摩市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

このため、議会は、市長とその他の執行機関(以下「市長等」という。)とは緊張ある関係を保ちつつ、志摩市のまちづくりの基本事項について定める最高規範である志摩市まちづくり基本条例による議会の役割と責務に基づき意思決定を行う。また、市長等の監視及び評価を行うとともに、市民に対して公平性と透明性及び信頼性を確保し、議員間討議を活発に行い、その機能の充実を図り、政策立案及び政策提言ができる議会を目指すものである。

ここに、議会は、地方自治法の範囲内において議会及び議員の活動原則その他議会の基本的な事項を定めるとともに、市長等及び市民との関係を明らかにし、市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、志摩市議会(以下「議会」という。)及び議会の議員(以下「議員」という。)の活動原則等を定め、合議制の機関である議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本事項を定めることにより、志摩市民(以下「市民」という。)の信託に的確に応え、もって市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、市民の代表としての自覚と誇りを持ち、その負託と信頼に応え、公平かつ適正な議論を尽くすとともに、議決責任を強く認識し、真の地方自治の実現を目指すものとする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性及び信頼性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市政に関する課題に的確かつ迅速に対応するため、市長等の事務が適正に行われているかを監視し、評価すること。
- (3) 市民の多様な意見をもとに、市政に対する政策立案及び政策提言に積極的に取り組むこと。
- (4) 議員間の自由闊達な議論により、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表としての責任を自覚し、市民福祉の向上及び公平かつ公正

な市政の発展を図るため、自由闊達な討議を尊重して議会の合意形成に努めること。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて、自らの資質の向上に努めること。

(3) 市民の負託に対する責任を果たし、市民の信頼を損なわないよう日々心掛け、議会活動を最優先するよう努めること。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、政策集団として会派を結成することができる。

2 会派は、市政に対して同一の理念を有する議員で構成し、活動を行うことを基本とする。

3 会派内においては、活発に情報交換を行い、情報を共有するものとする。

4 議会における議会運営、政策立案等に当たっては、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109条に規定する委員会(以下「委員会」という。)を原則公開するものとする。

3 議会における委員会は、参考人制度及び公聴会制度を積極的に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設けることに努め、議員の政策立案能力の強化に努めるとともに政策提案の拡大を図るものとする。

5 議会は、請願及び陳情等を市民による政策提案と位置づけるとともに、

その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第7条 議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視と評価を行うとともに、政策立案や政策提言を通じて、公平かつ公正な市政の発展に取り組むものとする。

(政策等の説明要求)

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策、計画、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の形成過程の透明性を図り、議会における論点を明確にするため、次に掲げる事項について、明らかにするように求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った背景、目的及び効果
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 総合計画等との整合性
- (4) 関係する法令、条例、規則等
- (5) 政策等の実施に係る財源措置及び費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議会が必要とする情報

(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、市長等に対し、前条各号に基づく施策別又は事業別の分かりやすい説明及び資料の提出を求めるものとする。

(資料請求)

第10条 議会は、市政の調査及び研究並びに会議における討議に資するため、必要に応じて市長等に対し、その執行する事務に関する資料の提出を求めるものとする。

2 会議での資料の要求等は、議会の議決により行うものとする。

3 委員会等において資料の要求等をする場合は、委員会等の決定により、議長を経由して行うものとする。

(質問等)

第11条 議員は、会議において質問又は質疑(以下「質問等」という。)を行うに当たっては、当該質問等の趣旨を明確にしなければならない。

2 会議における質問等は、原則一問一答方式で行うものとする。

(監視及び評価)

第12条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、及び評価するとともに、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、議決機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の範囲の拡大に努めるものとする。

(議会意見の尊重)

第13条 市長等は、予算及び決算並びに政策形成過程において、議会で集約された意見を最大限尊重するよう努めるものとする。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第14条 議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の自由討議に努めるものとする。

(政策提言等)

第15条 議会は議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、政策提言及び条例制定の提案に努めるものとする。

第6章 政務活動費

(政務活動費)

第16条 政務活動費については、志摩市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年志摩市条例第4号)に定めるところによる。

- 2 会派は、政策立案及び調査研究その他の活動に資するため、政務活動費の交付を受けることができる。
- 3 前項に定める政務活動費の交付を受けた会派は、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

第7章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、市民全体の代表として、市政に携わる権限と責務を深く自覚し、高い倫理観を保持し、その使命の達成に努めなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関することは、別に定める。

(議員の定数及び報酬)

第18条 志摩市議会議員定数条例(平成20年志摩市条例第35号)に定める議員の定数の改正及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年志摩市条例第47号)で定める議員報酬の改正を提案するに当たっては、法第74条第1項の規定による直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、類似自治体の議員の定数並びに当該団体の人口、面積、財政規模等との比較や行財政の視点だけでなく、行財政改革の視点や市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮するとともに、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。

第8章 議会運営及び体制整備

(委員会)

第19条 議会における委員会は、それぞれ目的に応じ、事案の専門性、特性を考慮の上、適切に設置するとともに、その機能が十分発揮されるよう運営するものとする。

- 2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、議会の閉会中であつても、所管事務調査を積極的に行うとともに、政策立案及び政策提言を行うよう努めるものとする。
- 3 委員会は、審査、調査及び研究に当たり、市民に分かりやすい議論を行

うように努めるものとする。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能等の充実強化を図るよう努めるものとする。

2 議会事務局は、前項の目的を達成するため、議会に対し提案することができる。

3 議長は、議会事務局の体制整備の強化を目的として、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

(議会図書室)

第22条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室の充実に努めるものとする。

(議会広報の充実)

第23条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

(情報通信技術の活用)

第24条 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の積極的な活用を図るものとする。

2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議事堂に参集することが困難な時は、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

第9章 条例の位置づけと見直し手続

(議会及び議員の責務)

第25条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民の負託に対する責任を果たさなければならない。

(他の条例との関係)

第26条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第27条 議会は、改選後及び必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。